大阪府福祉部国民健康保険課

第２期大阪府医療費適正化計画の概要

【大阪府の医療費を取り巻く現状と課題】

　○大阪府の医療費の増加

　　・今後の大阪府高齢者人口の増加に伴い、医療費は増加すると想定される。

　　　※医療費：H17約2兆4,347億円⇒H22約2兆7,814億円

※高齢化率(65歳以上)：H27約27.6%⇒H47約35.0%

　○大阪府の医療費の特性

　　・療養費の総医療費に占める割合が高く、全国で１位。(全国平均の2.5倍)

○大阪府の生活習慣病及び悪性新生物の状況

　　・主な生活習慣病及び悪性新生物による年齢調整死亡率が全国平均より高い。

・生活習慣病の医療費の割合は、全体の約36%を占めている。

○高齢化の進展による医療費の増加は不可避とはいえ、その中で、医療費の増え方をどう抑えていくか、といった課題への対応が今後も求められることとなる。

【計画の位置づけ】

　○「高齢者の医療の確保に関する法律」第９条の規定に基づく法定計画

　○国の「医療費適正化に関する施策についての基本的な方針」に即して策定

○医療費の現状や課題に基づき、医療費の伸びの適正化を推進することが目的

【計画の期間】

　平成25年度から29年度の５年間

　（第１期計画は平成20年度～24年度）

【他計画との関係】

　「大阪府健康増進計画(Ｈ25～29)」、「大阪府保健医療計画(Ｈ25～29)」等と調和を図る。

**計画の策定の意義**

**大阪府の医療費を取り巻く現状と課題**

【第１期計画の目標値の進捗状況】

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 項目 | 第１期計画目標値  (H24年度) | 第１期計画策定時  (H20年度) | 現状(最新)値  (H22年度) |
| 特定健康診査受診率 | 70％以上 | 34.2％ | 39.0％ |
| 特定保健指導受診率 | 45％以上 | 5.5％ | 9.8％ |
| ﾒﾀﾎﾞﾘｯｸｼﾝﾄﾞﾛｰﾑ該当者及び予備群減少率 | ▲10％以上 | － | ＋5% |
| 平均在院日数 | 28.0日 | 29.6日 | 29.4日 |
| 糖尿病有病者及び予備群減少率 | 有病者 ▲５％以上  予備群▲10％以上 | － | 有病者 約＋16％  予備群 約▲2% |

**今後の府民の健康と医療のあり方を展望し、生活習慣病の発症・重症化予防の推進等により、府民の生活の質を確保・向上する形で医療の効率化を図り、医療費の適正化を目指す。**

【住民の健康の保持の推進に関する事項】

○特定健康診査の実施率：７０％以上

○特定保健指導の実施率：４５％以上

○ﾒﾀﾎﾞﾘｯｸｼﾝﾄﾞﾛｰﾑの該当者及び予備群の

減少率：２５％以上(H20年度と比較)

　○〔新規〕たばこ対策(喫煙率)：

男性２０％以下、女性５％以下

　　　(H22は男性33.6%、女性12.3%)

【医療の効率的な提供の推進に関する事項】

　○平均在院日数：２８.５日

　○〔新規〕ジェネリック医薬品の使用促進：

使用率が全国平均となるよう、普及・啓発を推進する

【大阪府の医療費の特徴に対応した取組みに

関する事項】

　○糖尿病者数：現状維持

　○〔新規〕がん検診受診率：胃がん検診40%以上　他

　　がんによる死亡率 (75歳未満のがんの年齢調整死亡率(10万人対))：

６８.１(H22は90.3)

　○〔新規〕療養費の適正支給：啓発を推進する

**医療費適正化に向けた目標**

【住民の健康の保持の推進に関する事項】

　○特定健康診査・特定保健指導の着実な推進

　　・受診率等向上の取組：府内市町村の好事例取組の推進、がん検診との同時実施

　　・特定健康診査当日における喫煙者と高血圧者への保健指導の実施

　　・非肥満者への保健指導推進

　○生活習慣と社会環境の改善に向けた取組

　　・栄養・食生活の改善：減塩の推進、食環境の整備、食育の推進

・身体活動・運動：身体活動等の啓発、健全なからだづくり、介護予防事業との連携

・休養・睡眠：健やかな生活習慣の確立、労働環境の改善

・アルコール：多量飲酒防止の推進、未成年者の飲酒防止、妊娠中の飲酒防止

・歯と口：歯と口の健康づくりに関する正しい知識の普及、歯周病予防の推進

　○たばこ対策の推進：正しい知識の普及啓発、禁煙サポートの推進、受動喫煙防止の推進

【医療の効率的な提供の推進に関する事項】

　○医療機関の機能分化と連携の推進：切れ目ない医療を提供する体制の構築

　○在宅医療・地域ケアの推進：在宅医療と入院医療間相互の円滑な移行

　○後発医薬品等の普及・啓発の推進：府民・関係者へ先発医薬品と有効成分が同じであること

や、患者負担の軽減等の周知

【大阪府の医療費の特徴に対応した取組みに関する事項】

　○糖尿病：特定健康診査・特定保健指導受診率の向上、効率的・効果的な特定保健指導の充実に向けた支援、国民健康保険団体連合会への技術的助言

　○がん：がん対策推進計画に基づく対策の推進、特定健康診査とがん検診との同時実施の推進

　○療養費：被保険者への周知啓発、市町村との連携

**目標実現のための施策の推進**

【医療費に及ぼす影響額】

　　約▲１９５億円（最終年度(H29)）

　　○適正化前：約3兆4,243億円

　　○適正化後：約3兆4,048億円

【医療費推計の方法】

　○ﾒﾀﾎﾞﾘｯｸｼﾝﾄﾞﾛｰﾑの該当者等の減少率、平均在院日数の短縮を見込む

　○国から示された将来推計ﾂｰﾙに基づき算定

**医療費に及ぼす影響の見通し**

【計画の推進及び評価】

　○ＰＤＣＡサイクルに基づく計画の推進

○「大阪府医療費適正化推進審議会」で実施状況を検証

　○法の規定による計画の評価

　　・中間年度(H27)

・終了年度の翌年度(H30)

　○計画の推進のための関係機関等との連携

**計画の推進及び評価**